

「日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版」の受入れについて(概要)

◆1. 従前からの当会の活動について

国家公務員共済組合連合会(以下「当会」という。)は、積立金等について、被保険者の利益のために長期的な観点に立って、安全かつ効率的に運用を行うことが求められています。

この使命を果たすため、当会では管理運用方針において、基本ポートフォリオに従った分散投資を行うこととしており、その一環として株式投資を実施しています。

また、当会は、株式投資を行うに当たり、株式の保有を通じて長期的に財産価値を増加させ、被保険者のための利益を最大化させる責務を負っています。このため、当会は、投資先企業の選定についてはもちろんのこと、投資先企業が長期的に株主の利益を最大にするような経営を行っているかについて常に関心を払うことが求められています。

当会は、議決権行使ガイドライン(平成17年6月15日)を制定し、運用受託機関に対しその実施・報告を求めるほか、議決権行使結果の概要について公表するなどの活動を行ってきました。

なお、当会の全ての国内株式運用については、運用受託機関に委託しており、議決権の行使を当会自ら行うのではなく、当会が作成した議決権行使ガイドラインを当該機関に示し、当該機関が行う議決権行使状況をモニタリングすることとしています。

◆2. 当会とスチュワードシップ・コードについて

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(金融庁事務局)より「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(平成26年2月26日)が公表されています。

当会は、資産保有者としての機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」に賛同し、スチュワードシップ責任(注)を果たすための方針を平成26年5月30日に公表しました。

また、平成29年5月に公表された改訂版スチュワードシップ・コードについて、各改訂項目への対応を行うこととし、平成29年11月30日に、改訂版の受入れを表明、令和2年9月30日に再改訂版の受入れを表明しています。

今般、令和7年6月26日に公表されました「第三次改訂」にあたって、改訂内容を踏まえてコードの各原則(指針を含む)に基づく公表項目の更新を実施し、令和7年12月26日に受入れを公表いたしました。

(注) スチュワードシップ責任とは、機関投資家(アセットオーナー・アセットマネージャー)が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的をもった対話(エンゲージメント)」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、顧客・受益者(最終受益者を含む)の中長期的な投資リターン拡大を図る責任を意味します。

◆3. スチュワードシップ・コードに対する考え方について

当会は、従前より、運用受託機関による投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか投資戦略に応じたESG要素を含む中長期的な持続可能性（以下、「サステナビリティ」という。）の考慮に基づく建設的なエンゲージメントなどを通じたスチュワードシップ活動について、ミーティングなどを通じて中長期的な観点からモニタリングを行ってきました。引き続き、これらの取組みを継続することにより、被保険者の中長期的な投資リターンの拡大を目指してまいります。

当会のスチュワードシップ責任は、基本的に、日本の上場株式における投資を行う場合を念頭に置いていますが、スチュワードシップ責任の遂行に資する限りにおいて、他資産に投資を行う場合の適用についても、個別に検討した上で、必要な取組みを行ってまいります。

◆ 4. 日本版スチュワードシップ・コード第三次改訂版の主な改訂項目と当会の対応

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有をするとともに、問題の改善に努めるべきである。【変更なし】

指針4-2

機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

指針4-6.

機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)が有益な場合も重要な選択肢であり得る。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。



対応

- 当会は、従前より、運用受託機関によるサステナビリティに関する対話については、投資戦略と統合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識しているかモニタリングを実施しており、引き続き、適切に対応していきます。
- 当会は、運用受託機関に対し、投資先企業とのエンゲージメント(協働エンゲージメントを含む)を通じ、当該企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。
- 当会は、運用受託機関に対し、投資先企業から当該株式保有状況にかかる説明の求めがあった場合の対応方針について、あらかじめ公表することを求めます。